

熊本市子育て支援優良企業認定
にかかる審査等業務委託

公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市子育て支援優良企業認定にかかる審査等業務委託

(2) 業務目的

男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大などを盛り込んだ改正育児・介護休業法が令和6年5月に成立し、令和7年4月から子の看護休暇の見直し、所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大等が段階的に施行されることとなった。

安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる雇用環境の実現のためには、企業の自主的な取組みを基本とし、企業自らが自社の両立支援制度を点検、評価し、その結果を踏まえ取組みを進めることが効果的である。そこで、市内企業における子育て支援制度の規定状況や利用状況等を把握するとともに、地域の実情に応じた本市独自の基準による「子育て支援優良企業」の認定等を行うことにより、企業が制度の見直しや取組みの充実を図る契機を創出し、雇用環境の整備を促すため、本事業を実施するもの。

(3) 履行場所

熊本市内

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

(5) 業務内容

「熊本市子育て支援優良企業認定」にかかる業務

ア 広報業務

チラシ・ポスターの作成及び配布、企業への積極的な働きかけ、グッズ作成

イ 受付・書類審査・現地調査

認定企業の募集と書類審査、また必要に応じた現地調査の実施

ウ 取組事例集の作成

新規企業等の両立支援に関する取り組み取材及び取組事例集作成

エ パパ向け冊子の作成

育児に関する情報を父親に対して提供するための冊子作成

オ 調査項目の集計・分析、報告書作成

カ 認定式・表彰式の運営

(6) 提案上限額

3,900千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 担当部局

〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番6号 SPring 熊本花畑町2階
熊本市 こども局 こども育成部 こども政策課 企画班
電話：096-328-2156（直通）
ファックス：096-328-3232
電子メール：kodomoseisaku@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

令和8年（2026年）	5月26日	（火）	プロポーザル実施公告・質問書受付開始
	6月8日	（月）	参加表明書 提出期限
	6月9日	（火）	参加資格審査結果通知
	6月15日	（月）	説明会実施
	6月19日	（金）	質問書 提出期限
	6月29日	（月）	提案書等 提出期限
	7月9日	（木）	提案書等のヒアリングの実施（予定）
	7月10日	（金）	選定結果通知（予定）
	7月中旬		契約締結（予定）

※ただし、プロポーザル公募参加表明者数（以下「参加表明者数」という。）により、スケジュールを変更する可能性がある。

4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者は、委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿（令和7年度・令和8年度）に登録されている者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件を満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）5月26日（火）から令和8年（2026年）6月8日（月）まで熊本市ホームページに掲載するほか、こども政策課窓口において配布。窓口による配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

※窓口での配布は、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。

※令和8年（2026年）6月8日（月）は正午までとする。

(2) 参加手続等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及び参加資格審査調書その他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送または電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合における郵送方法については、一般書留又は簡易書留とすること。電送（ファックス、電子メール等）により提出をする場合には、必ず電話で着信を確認すること。

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・参加資格審査調書（様式第2号）
- ・会社概要書（様式第3号）

イ 提出期限

令和8年（2026年）6月8日（月）正午まで（休日及び開庁時間外を除く。）

なお、郵送する場合は、同日までに必着（市役所私書箱含む）とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1 部

エ 提出先

「2 担当部局」とする。

※封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、参加表明書等の提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由を含む。）については、書面により通知する。

6 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受け取った者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面で回答する。

7 説明会の実施

参加資格があると確認された者は、委託業務説明会に参加すること。なお、説明会に参加しない場合は、受託意思がないものとみなす。

- (1) 日時 令和8年（2026年）6月15日（月）午後2時から
- (2) 場所 熊本市役所 SPring 熊本花畑町ビル7階会議室
（熊本県熊本市中央区花畑町9番6号）

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第8号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）5月26日（火）から令和8年（2026年）6月19日（金）正午まで（休日を除く。）。持参の場合は午前9時から午後5時までの間とする。

ウ 提出先

「2 担当部局」とする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、説明会で回答するほか、熊本市ホームページ

にも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)6月24日(水)までに開始し、令和8年(2026年)7月9日(木)までとする。(予定)

イ 閲覧場所

「2 担当部局」とする。

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

10 提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、技術提案書及び関係書類を提出すること。

(1) 提案書等の提出期限

令和8年(2026年)6月29日(月)午後5時まで(休日及び開庁時間外を除く。)なお、郵送する場合は、同日までに必着(市役所私書箱含む)とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(2) 提出書類

ア 技術提案書提出書(様式第4号)

イ 業務の実施方針(様式第5号)

ウ 業務の工程表(様式自由)

エ 業務の実施体制(様式第6号)

オ 同種業務実績書(様式第7号)

カ 技術提案書(様式自由)

キ 概算見積書(様式自由)

(3) 提出書類の作成部数

(2)イ～キについては、7部(正本1部及び副本6部)をそれぞれ左綴じ、片面印刷で提出すること。

※正本・・・参加者名が分かるもの

副本・・・正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。
業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば社名をA社とするなど。(押印不要)

(4) 作成上の留意事項

ア 技術提案書はA4サイズ(横)とし、図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

イ 概算見積書は熊本市への契約権限受任者印を押印すること。なお、基本仕様書「3 業務内容」(1)～(6)の各々に対する積算額を提示すること。

(5) 提出先

「2 担当部局」とする。

(6) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（電子メール又はファックス）による提出は受け付けない。

ア 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（休日を除く。）とする。

イ 郵送の場合には、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。また(1)の提出期限までに必着とする（不慮の事故による紛失または遅配については考慮しない）。

(7) その他

ア 提出された提案書等は返却しない。

イ 提出する提案は参加者1者につき1提案とし、提出期限後における提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 提案書等作成および提出に係る費用は申請者の負担とする。

エ 提案書等を提出後に、都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

11 提案書等のヒアリングの実施

(1) 業者の選定にあたっては、一次審査（書類審査）及び最終審査（ヒアリング）を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

本件プロポーザル参加者が5者を超える場合は、提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる5件程度の提案を選考する1次審査を行う。参加者が5者以下の場合は、一次審査は行わず、すべて最終審査に進むこととする。

(3) 最終審査（ヒアリングの実施）

ア 実施日時

令和8年（2026年）7月9日（木）午後2時から

イ 実施場所

熊本市役所 SPring 熊本花畑町ビル7階会議室
（熊本県熊本市中央区花畑町9番6号）

ウ 実施方法

・対面による質疑応答形式

・ヒアリング時間は25分以内とする（最初15分以内でプロポーザル参加者による説明後、選定委員会委員による質疑を10分以内で行う）

エ ヒアリング時の説明に際しては、先に提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料等は受理しない。

オ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であ

ると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

12 審査の方法等

(1) 審査の主体

「少子化対策推進事業委託業者選定委員会設置要綱」に基づき「少子化対策推進事業委託業者選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

「熊本市子育て支援優良企業認定にかかる審査等業務委託審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が2者以上あるときは、委員会で協議し決定する。また、最高得点者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

13 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

14 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

15 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和7年10月1日施行）に定めるところによる。

16 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第 22 条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が 4 に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- る。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。(消えるボールペンは不可)
 - (8) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、受託候補者と本市の協議により決定する。
 - (9) 技術提案時に提出された見積額は、本業務の参考業務規模以内で業務の実施が可能であるか判断するためのものであり、契約金額とは異なる場合がある。
 - (10) 成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
 - (11) 参加申請手続きを行った後、都合によりヒアリングに参加しないこととなった者は、令和8年(2026年)6月29日(月)午後5時までに参加辞退届(様式第9号)を提出すること。